

## 「六甲山 KOBE Free Wi-Fi 導入事業」補助金交付要綱

令和2年12月25日 経済観光局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、六甲山上に位置する施設のうち、観光客やハイカー、オフィスの商談相手や見学者等が常時または一時的に利用できるスペースへ KOBE Free Wi-Fi アクセスポイントの導入にかかる費用を補助することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (対象エリア)

第2条 補助対象となるエリアは、瀬戸内海国立公園（六甲地域）の六甲山・摩耶山集団施設地区内（別図1）又は六甲最高峰のトイレ（東端）より掬星台（西端）までの範囲で、光回線によるブロードバンドサービスの提供を受けるエリアとする。

### (対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、前条の対象エリア内において実施する、KOBE Free Wi-Fi アクセスポイント導入事業とする。

### (対象施設)

第4条 補助対象となる施設は、第2条の対象エリアにおいて現に稼働している観光施設、宿泊施設、カフェ等の飲食店・物販店、展望台・広場、ハイカーの休憩場所、公共トイレ等とし、その単位は、通常、「一体の施設として利用者にサービス等を提供」しているものとする。

### (対象スペース)

第5条 補助対象となるスペースは、前条の補助対象施設のうち、「観光客やハイカー、コーキングスペースのイベント参加者等が、常時または一時的に利用できるスペース」とする。

### (対象事業期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、令和3年3月31日までとする。

### (対象経費)

第7条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の期間内に設置工事及び支払いを完了し、請求書又は領収証等の書類（以下「請求書等」という。）により支払いを行ったことが確認できるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) アクセスポイントの導入に要する費用
- (2) アクセスポイントの設置工事に要する費用

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（ただし、消費税を除く）とし、第4条に規定する施設1単位あたり100,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 申請者は、当該補助事業の交付申請にあたって、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。なお、予算の上限に達した時点で、申請の受付を終了するものとする。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 設置設計図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本補助金の募集要領で別に定める書類

(交付の決定および通知)

第10条 市長は、前条の申請書類の提出があった場合には、補助金交付のための審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助事業者に対して交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前条の補助事業者に対して、広報告知物（ステッカー・ポスター等）、利用に関する告知物（チラシ等）を提供するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、申請者に対して不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第11条 補助事業者は、事業内容の変更をしようとする場合、交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 事業を中止しようとする事業者は、中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。なお、事業を中止した場合、当該事業にかかった費用について、市は一切補償しないものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、実績を報告しようとするときは、当該補助事業を完了した日（支払日）から起算して10日を経過した日、または令和3年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類（以下「実績報告」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書兼請求書（様式第6号）
- (2) 設置設計図及び現地写真
- (3) 請求明細書及び領収書等（支払日、支払先、支払内容及び消費税額が確認できるもの）の写し
- (4) その他市長が特に必要と認める資料

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、前条の実績報告に基づき補助金の交付額の確定を行ったときは、補助事業者に速やかに通知するものとする。ただし、確定した交付額が、第 10 条の規定により行われた補助金の交付決定額と同額である場合は、通知を省略することとする。

2 市長は、実績報告の内容が、第 9 条の規定により行われた申請の内容と著しく差異があると認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を交付しないときは、補助事業者に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による交付額の確定通知を行った後、補助事業者に対して速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、申請の内容に虚偽又は不正があったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、交付決定から 5 年以内に、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 前条第 1 項の規定により、交付決定が取り消されたとき。

(2) 補助金規則第 10 条又は第 19 条により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されたとき。

(3) 本要綱、補助金規則その他の規定に違反したとき。

(施行の細目)

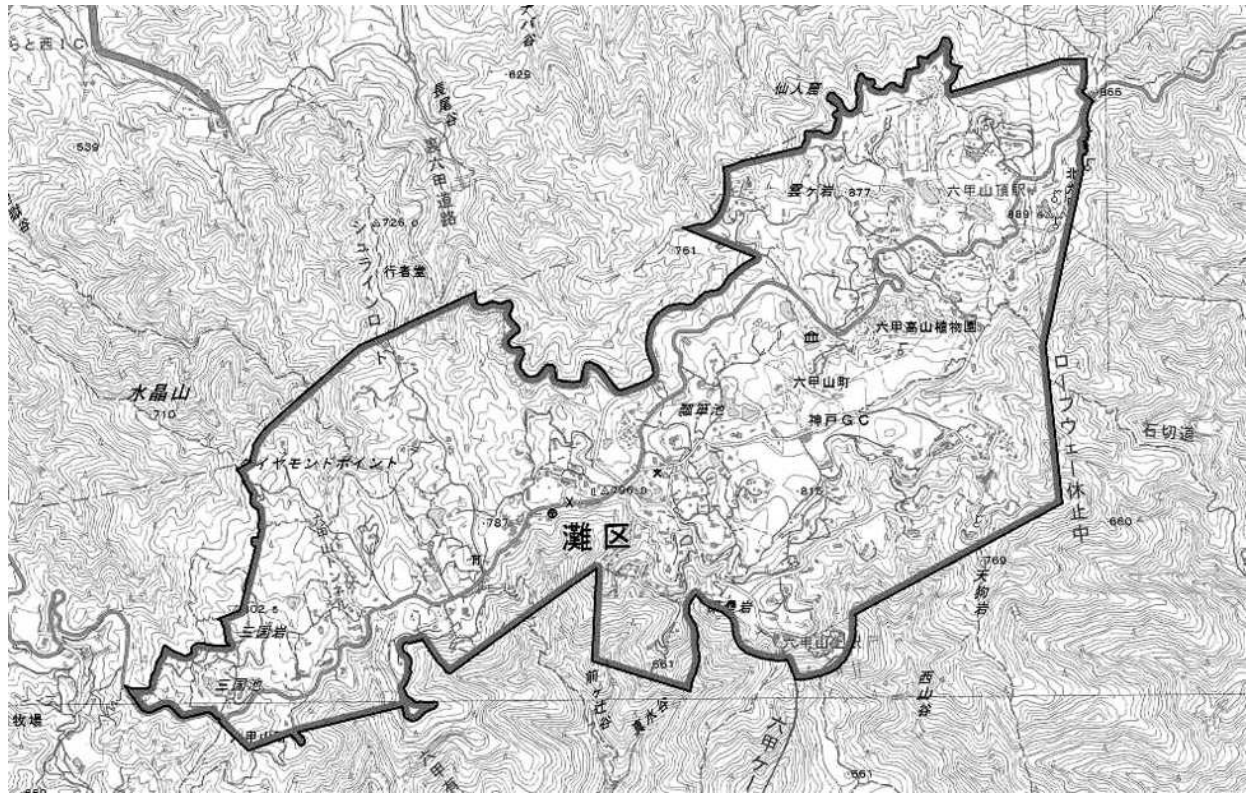
第 17 条 この要綱について定めるもののほか、必要な事項は経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

(別図1)

<六甲山集团施設地区>



<摩耶山集团施設地区>

